令和６年３月１日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

避難指示区域等	該当市町村	所得区分※１			有効期間	
		令和５年度	⇒	令和６年度	開始年月日	終了年月日
帰還困難区域	南相馬市の一部、富岡町の一部、 大熊町の一部、双葉町の一部、 浪江町の一部、葛尾村の一部、 飯舘村の一部	所得要件なし			（延長）	R7.2.28
令和５年４月１日以前に解除された区域	広野町、楢葉町、 田村市の一部、南相馬市の一部、 川俣町の一部、富岡町の一部、 川内村の一部、大熊町の一部、 双葉町の一部、浪江町の一部、 葛尾村の一部、飯舘村の一部の旧帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域 伊達市、南相馬市、川内村の旧特定避難勧奨地点 葛尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町の旧特定復興再生拠点区域	上位所得層（※２）	⇒	上位所得層以外	R6.8.1	R7.2.28
		上位所得層以外	⇒	上位所得層	（延長）	R6.7.31
		上位所得層以外	⇒	上位所得層以外	（延長）	R7.2.28
令和５年５月１日及び 令和５年１１月３０日 に解除された区域	飯舘村の旧特定復興再生拠点区域（R5.5.1解除） 富岡町の旧特定復興再生拠点区域（R5.11.30解除）	所得要件なし	⇒	上位所得層以外	（延長）	R7.2.28
		所得要件なし	⇒	上位所得層	（延長）	R6.9.30

※１　所得区分は、令和５年度（令和５年８月～令和６年７月）は令和４年中の所得を、令和６年度（令和６年８月～令和７年７月）は令和５年中の所得を対象とします。

※２　上位所得層とは、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯のことです。

（参考）避難指示区域図

旧避難指示区域

現在の避難指示区域

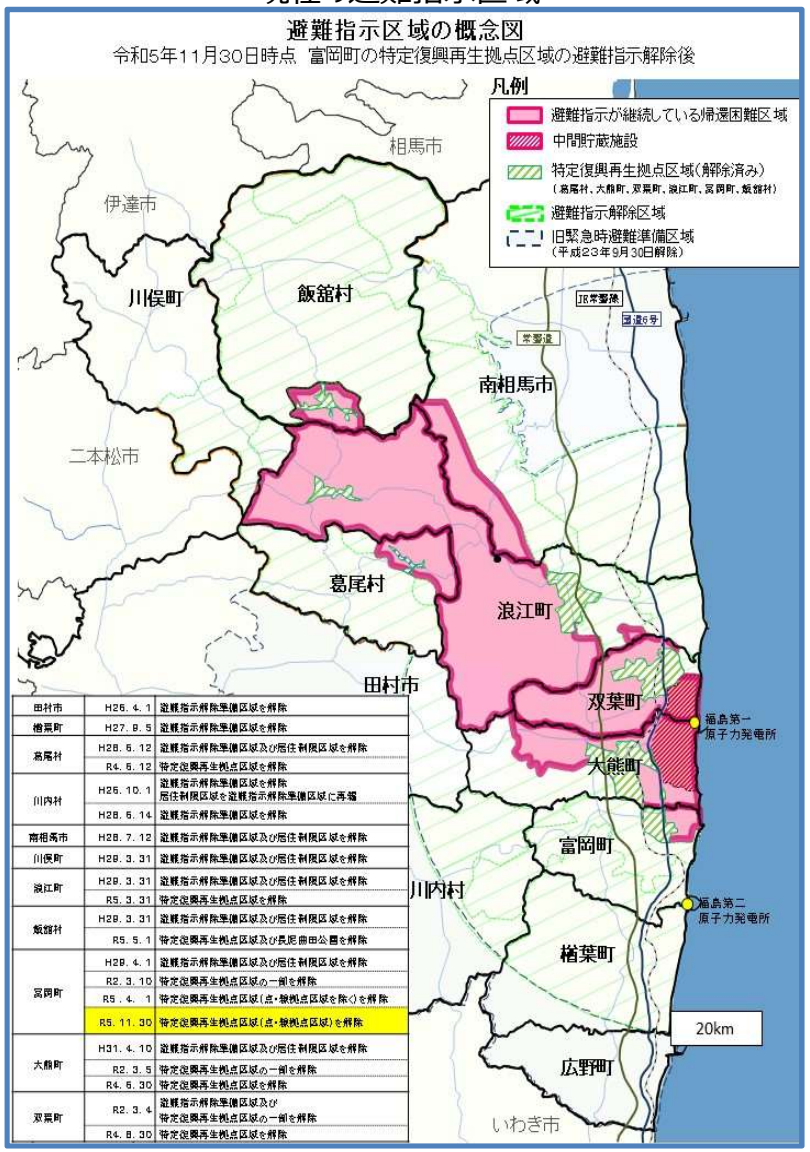

田村市	H26. 4. 1	避難指示解除準備区域を解除
楢葉町	H27. 9. 5	避難指示解除準備区域を解除
葛尾村	H28. 6. 12	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	R4. 6. 12	特定復興再生拠点区域を解除
川内村	H26. 10. 1	避難指示解除準備区域を解除 居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編
	H28. 6. 14	避難指示解除準備区域を解除
南相馬市	H28. 7. 12	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
川俣町	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
浪江町	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	R5. 3. 31	特定復興再生拠点区域を解除
飯舘村	H29. 3. 31	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	R5. 5. 1	特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園を解除
富岡町	H29. 4. 1	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	R2. 3. 10	特定復興再生拠点区域の一部を解除
	R5. 4. 1	特定復興再生拠点区域（点・線拠点区域を除く）を解除
	R5. 11. 30	特定復興再生拠点区域（点・線拠点区域）を解除
大熊町	H31. 4. 10	避難指示解除準備区域及び居住制限区域を解除
	R2. 3. 5	特定復興再生拠点区域の一部を解除
	R4. 6. 30	特定復興再生拠点区域を解除
双葉町	R2. 3. 4	避難指示解除準備区域及び 特定復興再生拠点区域の一部を解除
	R4. 8. 30	特定復興再生拠点区域を解除